自動車損害賠償責任保険基準料率届出公告

平成27年12月28日　　損害保険料率算出機構

本機構は、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年４月１日に施行されるのに合わせ、自動車損害賠償責任保険基準料率の一部変更（商品自動車の保険期間の追加）について、平成27年12月16日付で金融庁長官に届出を行いましたので、損害保険料率算出団体に関する法律第９条の３第２項および損害保険料率算出団体に関する内閣府令第８条の規定により、次のとおり公告いたします。

１．金融庁長官に届出をした基準料率　　下記のとおり

２．基準料率の届出をした年月日　　平成27年12月16日

３．基準料率表および基準料率の算出の基礎資料を閲覧に供する場所

損害保険料率算出機構　東京都新宿区西新宿３－７－１
新宿パークタワー　28・29階

４．基準料率表の交付の請求を受ける場所　　同上

５．公告に関する問い合わせ先

損害保険料率算出機構　総務企画部広報グループ
電話（03）6758―1300

記

平成25年１月15日付で金融庁長官に届出を行った自動車損害賠償責任保険基準料率の一部を次のとおり改める。

「２．⑴離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率」の表中

『　（単位：円）

車種			保険期間 60か月契約	48か月契約	37か月契約	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約
商品自動車	㈠ 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）									
	㈡ 小型二輪自動車									
	㈢ 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								

車種			保険期間 31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約	26か月契約	25か月契約	24か月契約
商品自動車	㈠ 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）									
	㈡ 小型二輪自動車									
	㈢ 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								

車種			保険期間 23か月契約	22か月契約	21か月契約	20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約
商品自動車	㈠ 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）									
	㈡ 小型二輪自動車									
	㈢ 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								

車種			保険期間 15か月契約	14か月契約	13か月契約	12か月契約	11か月契約	10か月契約	９か月契約	８か月契約
商品自動車	㈠ 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）					13,440	12,710	11,970	11,240	10,500
	㈡ 小型二輪自動車					7,910	7,630	7,360	7,080	6,810
	㈢ 軽自動車	検査対象車				7,910	7,630	7,360	7,080	6,810
		検査対象外車				7,900	7,630	7,360	7,090	6,820

車種			保険期間 ７か月契約	６か月契約	５か月契約	４か月契約	３か月契約	２か月契約	１か月契約	５　日契約
商品自動車	㈠ 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）		9,770	9,030	8,300	7,560	6,830	6,090	5,350	4,740
	㈡ 小型二輪自動車		6,540	6,260	5,990	5,720	5,440	5,170	4,890	4,670
	㈢ 軽自動車	検査対象車	6,540	6,260	5,990	5,720	5,440	5,170	4,890	4,670
		検査対象外車	6,540	6,270	6,000	5,730	5,460	5,180	4,910	4,690

』

を

『　（単位：円）

車種			保険期間 60か月契約	59か月契約	58か月契約	57か月契約	56か月契約	55か月契約	54か月契約	53か月契約
商品自動車	㈠ 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）		47,030	46,350	45,670	44,990	44,310	43,630	42,950	42,270
	㈡ 小型二輪自動車		20,410	20,160	19,910	19,650	19,400	19,150	18,900	18,640
	㈢ 軽自動車	検査対象車	20,410	20,160	19,910	19,650	19,400	19,150	18,900	18,640
		検査対象外車	20,320	20,070	19,810	19,560	19,310	19,060	18,810	18,560